

# 京都市環境保全基準の改正について（新旧対照表）

## 1 大気汚染に係る環境保全基準（改正前）

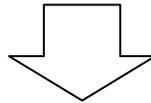
項目	基準値
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値 0.02ppm 以下
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値 0.10mg/m <sup>3</sup> 以下 1時間値 0.20mg/m <sup>3</sup> 以下
二酸化窒素	1時間値の1日平均値 0.02ppm 以下 (ただし、当分の間1時間値の1日平均値 0.04ppm 以下)
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm 以下
一酸化炭素	1時間値の1日平均値 5ppm 以下
降下ばいじん	5t/km <sup>2</sup> /月以下
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下

注1 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10マイクロメートル以下のものをいう。

注2 測定方法については、国の環境基準（以下「環境基準」という。）の取扱いに準ずるものとする。ただし、降下ばいじんについては、デポジットゲージ法（英国規格）によるものとする。

注3 評価方法については、環境基準の取扱いに準ずるものとする。ただし、二酸化硫黄については、1時間値の1日平均値の年間98%値と当該基準値との比較により評価するものとする。

なお、人の健康に係る項目について、環境基準として新たに追加又は改定された場合には、これを環境保全基準にも追加又は改定することとする。



## 1 大気汚染に係る環境保全基準（改正後）

項目	基準値
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値 0.02ppm 以下
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値 0.10mg/m <sup>3</sup> 以下 1時間値 0.20mg/m <sup>3</sup> 以下
微小粒子状物質	1年平均値 15μg/m <sup>3</sup> 以下 1日平均値 35μg/m <sup>3</sup> 以下
二酸化窒素	1時間値の1日平均値 0.02ppm 以下 (ただし、当分の間1時間値の1日平均値 0.04ppm 以下)
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm 以下
一酸化炭素	1時間値の1日平均値 5ppm 以下
降下ばいじん	5t/km <sup>2</sup> /月以下
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下

注1 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。

注2 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

注3 測定方法については、国の環境基準（以下「環境基準」という。）の取扱いに準ずるものとする。ただし、降下ばいじんについては、デポジットゲージ法（英国規格）によるものとする。

注4 評価方法については、環境基準の取扱いに準ずるものとする。ただし、二酸化硫黄については、1時間値の1日平均値の年間98%値と当該基準値との比較により評価するものとする。

なお、人の健康に係る項目について、環境基準として新たに追加又は改定された場合には、これを環境保全基準にも追加又は改定することとする。

## 2 水質汚濁に係る環境保全基準（改正前）

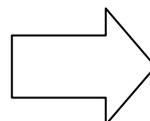
### (1) 人の健康保護に係るもの

項 目	基 準 値
カドミウム	0.01 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.02 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.03 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
チウラム	0.006 mg/L 以下
シマジン	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
ふっ素	0.8 mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下

注1 対象水域は、全河川とする。

注2 測定方法及び評価方法については、環境基準の取扱いに準ずるものとする。

なお、人の健康に係る項目について、環境基準として新たに追加又は改定された場合には、これを環境保全基準にも追加又は改定することとする。



## 2 水質汚濁に係る環境保全基準（改正後）

### (1) 人の健康保護に係るもの

項 目	基 準 値
カドミウム	0.01 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.03 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
チウラム	0.006 mg/L 以下
シマジン	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
ふっ素	0.8 mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下

注1 対象水域は、全河川とする。

注2 測定方法及び評価方法については、環境基準の取扱いに準ずるものとする。

なお、人の健康に係る項目について、環境基準として新たに追加又は改定された場合には、これを環境保全基準にも追加又は改定することとする。

### 3 地下水汚染に係る環境保全基準（改正前）

項 目	基 準 値
カドミウム	0.01 mg/L以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01 mg/L以下
六価クロム	0.05 mg/L以下
砒素	0.01 mg/L以下
総水銀	0.0005 mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。
P C B	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下
四塩化炭素	0.002 mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.02 mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下
トリクロロエチレン	0.03 mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下
チウラム	0.006 mg/L以下
シマジン	0.003 mg/L以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下
ベンゼン	0.01 mg/L以下
セレン	0.01 mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下
ふっ素	0.8 mg/L以下
ほう素	1 mg/L以下

注 測定方法及び評価方法については、環境基準の取扱いに準ずるものとする。

なお、人の健康に係る項目について、環境基準として新たに追加又は改定された場合には、これを環境保全基準にも追加又は改定することとする。

### 3 地下水汚染に係る環境保全基準（改正後）

項 目	基 準 値
カドミウム	0.01 mg/L以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01 mg/L以下
六価クロム	0.05 mg/L以下
砒素	0.01 mg/L以下
総水銀	0.0005 mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。
P C B	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下
四塩化炭素	0.002 mg/L以下
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下
トリクロロエチレン	0.03 mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下
チウラム	0.006 mg/L以下
シマジン	0.003 mg/L以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下
ベンゼン	0.01 mg/L以下
セレン	0.01 mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下
ふっ素	0.8 mg/L以下
ほう素	1 mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下

注 測定方法及び評価方法については、環境基準の取扱いに準ずるものとする。

なお、人の健康に係る項目について、環境基準として新たに追加又は改定された場合には、これを環境保全基準にも追加又は改定することとする。

